関東労働組合聯合會々則（草案）

第一章　総則

第一条　本聯合會ハ関東労働組合聯合会ト称シ関東地方ニ存在スル労働組合ヲ以テ組織シ本部ヲ東京ニ置ク

第二条　本聯合会内ニ同一産業ノ組合二ツ以上アル時ハ内部的ニ産業別聯合ヲ組織スル事ヲ原則トスルモノトス

第三条　本聯合会ハ加盟組合ノ自治権ヲ侵ス事ヲ得ズ

第四条　本聯合会ノ規約ハ大会ノ決議ヲ経ズシテ変更スル事ヲ得ズ

第二章　機関

第五条　本聯合会ニ左ノ機関ヲ置ク

一、大会　二、中央委員会　三、監査委員会

イ、大会ハ代議員ヲ以テ組織シ毎年一回若シクハ中央委員会必要ト認メシ場合開催シ代議数ハ中央委員会ニ於テ決定スルモノトス

ロ、中央委員会ハ大会ヨリ次期大会マデノ臨機ノ決議機関トシ中央委員ハ各加盟組合ヨリ二名ヅツ選出シ尚本聯合会ノ事務ヲ処理スル為メ常務委員若干名ヲ置ク

ハ、監査委員会ハ本聯合会ノ綱領ニ基キ本聯合会總テノ会合ニ出席発言スル事ヲ得
但シ決議権ナシ監査委員ノ数ハ各加盟組合ヨリ壱名ヲ指名シ其任期ハ六ケ月トス

第三章　議決方法

第六条　本聯合会大会及ビ中央委員会ノ決議権ハ各加盟組合壱票トシ決議ハ満場一致若シクハ三分ノ二以上ノ賛成ヲ以テ決定ス但シ少数意見ハ綱領ニ抵触セザル範囲ニ於テ発表スル事ヲ得

第四章　加盟及脱退

第七条　本聯合会ノ綱領及ビ規約ヲ賛成シタル組合ハ中央委員会ノ決議ヲ経テ加盟ヲ勧誘シ或ハ加盟ヲ承認スル事ヲ得

第八条　本聯合会加盟組合ニシテ綱領規約ニ反シタル場合ハ中央委員会ニ依テ脱退ヲ勧告シ若シナバ大会ノ決議ヲ以テ除名スル事ヲ得

第五章　会計

第九条　本聯合会ノ費用ハ加盟組合会員一名ニ就キ金拾銭ノ割合ヲ以テ據出ス
一旦納付シタル会費ハ如何ナル事情アルトモ返還セズ

第十条　会計ハ三ケ月以内ニ之レヲ報告スルモノトス

第十一条　会計監査ノ為メ各組合ヨリ壱名会計監査委員ヲ選出ス

第六章　事業

第十二条　本聯合会ハ左ノ事業ヲ行フ
一、労働組合組織ノ促進
一、國際的連絡及海外事情調査
一、労働問題ニ関スル出版
一、労働問題ニ関スル研究

以上

起草委員會提出